

○財務省告示第二百五十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十六年七月十八日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十六年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の条項	四 振替法の適 用等	五 発行方法	六 募入決定の
利付国庫債券（三十年）（第八回、第十二回、第十四回、第九回、第二十回、第二十一回、第二十四回、第二十八回、第三十回、第三十二回、第三十三回、第三十五回、第三十八回、第三十九回、第四十一回及び第四十二回）及び利付国庫債券（四十年）（第一回、第二回、第三回、第四回及び第五回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）	以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行のうち利回り格差の最小	各申込みのうち利回り格差の最小

方法  
発行額  
払込金額  
最低額面金  
振替単位  
発行行  
発行情

さいものからその応募額を順次  
割り当てる。その応募額を順次  
額面金額で二千九百九十七億円  
三十二億七千六百四十六  
万円  
五万円  
振替法の規定による振替口座簿  
の記載又は記録による最低額面金  
の整数倍の金額によるものと  
する。平成十六年七月十八日  
平成二十年七月十八日  
発行対象国債ごと金額  
百円につき、次の算式により算  
出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

利率  
経過  
の払込み

(一) 別表のとおり  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額の追加を次の算  
式により算出した金額を払込  
期日に行い、償還の額を償還す  
る。各発行対象国の債面利率の  
総額×各発行対象国の債面利率  
100×各発行対象国の債面利率  
支規額に於ける支場合には、 $\frac{365}{\text{日}}$   
(二) 発行時にあっては、その利  
子に係る所得税が源泉徴収され  
るものとしたり振替口座簿中の



（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
二・三%	二・四%	二・五%	二・五%	二・三%	二・五%	二・三%	二・四%	二・一%	一・八%					
平成三十五年十二月	平成九月二十日	平成三月二十日	平成九月二十八日	平成十月二十七日	平成九月二十七日	平成六月二十七日	平成三月二十六日	平成九月二十五日	平成十二月二十四日					
二百億円	五十億円	二百十億円	二十五億円	五十二億円	七十二億円	十五億円	百二十億円	四十億円	六十億円					

（別表）

十八 元利金支 日本銀行  
十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者  
二十 払込期日 平成二十六年七月十八日

